

文教委員会記録

- 1 期 日 平成20年7月18日（金）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[県民環境局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 平成20年度教育委員会行政概要（施策と予算）
- (2) 環境県民行政の概要（平成20年度）
- (3) 「教育振興基本計画」について
- (4) 平成21年度県立高等学校再編整備について
- (5) 広島県特別支援教育ビジョンについて
- (6) 「障害のある子どもと保護者のための教育相談ガイドブック」について
- (7) 広島県立総合体育館の指定管理者の募集について

7 会議の概要

（開会に先立ち、委員長があいさつを行い、委員の自己紹介の後、教育長があいさつ及び説明員の紹介を行った後、学事課長が自己紹介を行った。）

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 資料番号3に関連して、我が国の教育をめぐる現状と課題についてお尋ねします。

今日、情報技術革命、地球温暖化問題、少子・高齢化や経済社会のグローバル化など急激な時代の変化の中で、新たな学校教育のあり方が問われています。これまで我が国の学校教育は一定水準以上の知識や技術を習得する画一的な教育によって、日本の発展を支えてきました。しかし、機会の平等を重視する面が強く、子供一人

一人の個性や能力を伸長する教育は十分ではありませんでした。今の子供たちは物質的な豊かさの中でひ弱になり、明確な将来の夢や目標を描けぬまま次第に規範意識や学ぶ意欲を低下させています。こうした教育的背景の中で、次代を担う子供の育成を目指し、時代の変化に対応した学校教育の改革が今ほど求められているときはありません。

学校教育の現状を見ると、第1に、体験的な学習が不足しており、みずから判断し、解決していこうとする力が育ちにくい。また、画一的な一斉指導によって学習のおくれや学習意欲の低下をもたらしている。第2に、自分の好きな分野を学び、その中で個性を伸ばすなど、自分の生き方や適性を見つけようとする生徒等が年々増加しているが、生徒に十分対応しているとは言えない。第3に、子供たちに社会性を身につけさせるには、学校、家庭、地域社会が互いの役割を理解し合い、連携して取り組んでいくことが不可欠であるが、それぞれの教育力が低下している中で、連携も十分ではないなどの課題が挙げられますが、御所見をお伺いいたします。

○答弁（教育部長） 御指摘の点で、学習意欲の低下の問題、また家庭や地域の教育力の低下の問題、そういう中で子供たちの学ぶ意欲をいかに育て、また家庭と地域、学校が協力してその子供たちを育てていくかということが大きな課題になっているというふうに考えております。

県教育委員会といたしましては、これまで教育の仕組みづくりを進めてきたわけですが、その仕組みをしっかりと生かしながら、教育の中身づくりに取り組んでおります。特に学ぶ意欲という面で申し上げますと、もっとよい授業、意欲を持って学べるような授業に改善するため、さまざまな取り組みをしております。

具体的な事業で申し上げますと、小学校1年生、2年生の「はばたきプラン」でありますとか、中学校における「はつらつプラン」、こうしたもので少人数での学習ができるような形態にしております。また、小学校と中学校との連続、接続ということがよりの確に進むために、小学校6年生でも少人数の指導に対応できるようにしております。そうした少人数指導でありますとか、チームティーチングでありますとか、習熟度別の指導でありますとか、そういう工夫をそれぞれがいただいているとともに、またその中身としてそれぞれに合わせた授業をどういうふうにつくっていくかということで授業研究も熱心にしていただいております。

こういう状況の中で、県といたしましては基礎・基本定着状況調査を実施しております。とおおむね基礎・基本の定着が進んでいるというふうにとらえております。

また、昨年度実施されました全国の学習状況調査におきましても、小学校、中学校すべてにおきまして全国平均以上という状況で、着実に基礎・基本の力はついてきております。

また、学習意欲につきましても、家庭での学習時間がふえてきている。また、読書量もふえてきている。または、好きな教科もふえてきているという調査結果もあるところでございます。さらにこうした調査を踏まえながら、授業改善を家庭とと

もに巻き込んで広島型の学習サイクルの確立ということを提案しておりますけれども、家庭と十分協力しながらこういう学習意欲の向上ということに努めてまいりたいと思っております。

また、地域、それから家庭との協力ということでございますけれども、学校では開かれた学校をつくるということをやっております、地域や家庭にどんどん学校へ来ていただく。また、地域の方々と、トイレ掃除でありますとか、いろいろな清掃ボランティアでありますとか、または自然体験活動とか、そういうものをともにやる。また、地域の企業等にも中学生では5日間のキャリア体験ということで職場体験をするとか、そういう体験を地域や家庭、企業等と一緒にやりまして、ともに教育力を発揮するような取り組みを進めているところでございます。引き続き授業改善、また、こういう地域、家庭と連携した体験を重視した教育をさらに進めてまいりたいと考えております。

○意見（柴崎委員） 子供の個性や想像力豊かな人間の育成を目指すために、児童生徒が主体的、意欲的に取り組める学校教育を推進していくべきであり、今、御答弁にもありましたように、少人数授業や習熟度別指導など、多様な教育内容、方法を展開すべきです。

また、みずから学び考える力や創造性を培うため、社会・自然体験授業を充実させ、研修の充実を図り、中高一貫スクールや国際理解教育、技術教育を特色とする学校など、新しいタイプの高校の設置を進めるとともに、入学選抜の改善を図り、能力や興味、関心などが生かされる魅力ある学校づくりを推進すべきです。

地域や家庭に開かれた学校づくりとして、公開授業や公開講座などホームページ等で積極的に紹介し、保護者や地域住民の意見を学校運営などに反映させるべきです。

学校教育の改革は21世紀の社会の健全かつ持続的な発展を目指すものです。一人一人を大切にされた教育を推進し、これからの社会を担う人材を育成する使命を果たしていかなければならないと考えます。一層の御尽力を要請します。

○質疑（岩下委員） 2つほどお尋ねしたいのですが、まず質問の第1として、資料番号8、教育委員会議事録の中にあります県立高等学校再編整備基本計画に関連してお尋ねします。

平成20年度までの5カ年計画が間もなく終了することから、先月の教育委員会で新たな5カ年計画が策定されております。従来の5カ年計画を踏襲しながら、必要な見直しを行った延長計画であるとお聞きしております。この中で、適正規模化の推進にある統廃合の考え方についてお尋ねします。

議事録によりますと、考え方については従来のものを踏襲するとあります。しかし、現計画では1学級規模の学校について統廃合を行う方向で具体的な検討を進めるという表現から、新計画では、統廃合を進めるというように見直しをされております。これは大きな変更であるように受けとれますが、変更された理由と具体的な

変更内容は何かをお尋ねします。

また、昨年7月の教育委員会議事録を拝見しますと、委員の方々から高等学校の再編計画についての質疑が行われております。関連部分をすべて読み上げますと時間がかかりますのでお尋ねしたい部分をかいつまんで申し上げますと、次のような点です。第1には、地元への周知や要望への対応に関するもの。第2には、平成18年から全県一円の学区制に変更になっておりますけれども、単に地元からの入学者が少ないからという理由だけで募集停止してよいのだろうか。第3には、学校を募集停止するときの基準の明確化が必要ではないか。そして第4には、これは要望でしたけれども、募集停止が決定され、学校が学校としての機能を失ったときに、その貴重な財産である学校を地域の活性化の手段として、もしくは教育的な手段として有効に活用できるような方法について、地域の皆さんと十分協議していただきたいということが挙げられております。それぞれ対応する必要があると結論づけた項目もあったかもしれませんが、議事録では読み取れない部分ですので、補足として御説明をお願いします。

○答弁（学校経営課長） 岩下委員から大きく2つ、項目で言えば5項目という御質問だったと思っております。

最初の1点目ですけれども、御指摘のように、前基本計画では1学級規模の学校の統廃合については、「統廃合を行う方向で具体的な検討を進める」と表現をし、現計画ではその「行う方向で具体的な検討を」というところがとれて、「統廃合を進める」という表現になっているのは御指摘のとおりでございます。我々としては意味合いは同じだというふうに考えております。このため、統廃合の実施に当たりましては、これまでと同様に一律、機械的に行うのではなく、当該地域の中学卒業者の推移であるとか進学状況、さらには統廃合が地域に与える影響などさまざまな観点で丁寧に対応していこう、検討していこうとしているところです。

なお、その変更という観点で補足すれば、冒頭の提出資料の際に御説明をいたしましたけれども、1学年3学級以下の小規模校については、中山間地域と都市部における近隣校までの距離や公共交通機関の利便性等の相違も十分配慮していくことがございます。

また、本日の提出資料の添付資料の概要版にもありますけれども、1学年4学級以上の学校であっても、交通の利便性が高い地域等においては近隣校との統廃合を検討するとしております。こういった点が従前の計画よりその辺をより明確にしたというふうに御理解いただければと思います。

続きまして、4点ございましたけれども、昨年7月の教育委員会議において委員から御質疑をいただいたわけでございます。まず1点目でございますけれども、教育委員からはこのときは江田島市、三原市の要望があるのだがどう対応するのかという御質問でありました。

江田島市からは島内に残る大柿高校の教育環境の充実という要望がございました。

これにつきましては、例えば当課で平成19年度から学校経営計画対応事業という事業を行っておりますけれども、当該大柿高校から進路希望が実現できる学校づくりのための外部講師によるガイダンスの実施に係る申請がありまして、支援しております。また大柿高校が目指しております地域社会との連携を深める開かれた学校づくりのための広報活動等、今年度は4つの事業について支援しております。今後も引き続き学校等と連携を図りながら、充実した教育環境を提供するための取り組みを推進してまいりたいと思います。

次に三原市からは、地元の中学生の進路をきっちり確保してくれという要望がございました。そのため、今年度の高等学校の入学定員は、実は三原市内では28人、尾三地域で言えば96人減という状況でございますけれども、募集停止になった久井高校の近隣校の学級数は維持をいたしまして、三原市内における高等学校の教育を受ける機会の確保に努めたところでございます。

それから2点目は、教育委員から高等学校の入学選抜は学区全県一円になったのだから、地元中学校からの入学者が少ないということ、募集停止の理由にするのはいかがなものかという御質問がございました。

御案内のように、平成18年度の高等学校の入学選抜から学区全県一円としており、中学生の高校選択の幅を最大限に拡大をしたところでございます。このため、各高等学校は特色づくりをより推進いたしまして、生徒や保護者から支持を得られる魅力ある学校づくりに取り組んでいるところでございます。

一方、再編整備基本計画におきましては、それぞれよりよい教育環境を提供するという観点から、1学年1学級規模の学校につきましては、諸所の観点を勘案しつつ、統廃合ということを検討し、実施してきているわけでございます。

具体的に申し上げますと、高宮高校について今回、御報告させていただきましたけれども、この高宮高校は、旧高宮町を中心とした地域に高校教育の場ということで設置をされたという経緯がございます。そうしますと全県一円という学区制におきましても地元からの入学者の状況というのは、当該校の生徒募集をどうするかという場合の、重要な指標の一つであるというふうに我々は考えております。

なお、過疎地域における小規模校の地元率ということを見ても、平均では全県一円化前よりも実は地元率が上がっております。もちろん学校によってでこぼこはございますけれども、全体として上がっているということで、この全県一円化によって地元中学校から他の地域への生徒の流出が進んだというようなことは一概に言えないという状況です。

3番目ですけれども、これは教育委員から募集停止の対象校をその都度検討するのではなく、募集停止する明確な基準をはっきりさせておく必要があるのではないかという御質問がございました。学校の適正規模等の基本的な考え方というのは、この前策定しました基本計画におきましても、これまでの計画を基本的に踏襲して、学校規模という公平な形で示しているところでございます。教育委員の質問はこれ

らに加えて具体的数値で明確にしたら、該当校はその基準のクリアを目指して頑張るのではないかというようなことも言われました。そういう面もあるかと思えます。ただ、我々としては逆に基準を示すことによって、あきらめによる停滞感、あるいはまた、基準に従って機械的に行った場合、統廃合せざるを得ない地域が偏るという可能性も予想しているところです。したがって、現時点におきましては、統廃合の実施に当たりましては、一つ一つの状況を踏まえて判断していくという方法をとっているわけでございます。

なお、このたびの基本計画につきましては、すべての県立学校のほか、市町教育委員会、高P連、PTA連合会等に配付をし、また教育委員会ホームページでも公開しております。また、全家庭に配布する教育委員会広報紙「くりっぷ」というのがありますけれども、その12月号に計画をお示しするという予定にしております。

今後ともさまざまな機会をとらえまして、この再編計画の基本的な方向性につきまして、県民の皆様様の理解を深めていただけるようできるだけ周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、学校の跡地利用ということをしっかりやってくれと、地域活性化の手段あるいは教育的な手段として有効に活用できる方法を廃止になってから考えるのではなくて、しっかり協議してほしいという要望がございました。

実はこれにつきましては、例えば廃校となりました高校では、8校中で5校は既に地元の社会福祉とか学校施設に活用されて、新たな拠点として機能しておりますけれども、3校は残念ながらまだ決まっていないという状況もございます。したがって、学校の跡地利用につきましては、できるだけ早くから関係市等と連携をすることが大切であると考えています。

○要望・質疑（岩下委員） まず、表現が大幅に変わっているけれども、前計画と内容に変更はないということですので、安心いたしました。ただ、最初の5カ年計画は長い期間いろいろな議論が行われ、策定されたように聞いております。今回の期間の延長に当たっては、先月の教育委員会議で議論されて、当然、それまで議論されていたとは思いますが、延長に関するこういった議論が行われているということに関して、広く県民に周知がされていたかという部分については、少し課題があったというように思われますので、今後県民にもう少し情報発信をしていただければというふうに思います。7月の教育委員会議で決定された2校の募集停止に関して、新聞報道等ではいろいろ唐突なことが起きたというふうな表現もなされていますけれども、情報発信がきちんとできていれば、そういったことについてもう少し御理解いただけたのではないかと思いますので、その辺の御努力をお願いしたいということと、それから幾つかの御意見に関しては、基本計画内には基本的には織り込む必要はないと判断されたと理解いたします。ただ、やはり気になるのは、学区を全県一円にしたということで、2校は地元の中学生は確かに来ていないのですけれども、ほかの学区から来ているという事実もあります。そういった方に対し

てどういう形になっていくのかというのもある程度、例えば基準では地元の中学生が1人しかいなかったらだめだとか、確かにそこまではっきりする必要はないと思いますけれども、ある程度の情報を発信していく必要があるのではないかと思いますので、そういった点についての改善を要望したいと思います。

それと、先日から報道されております大分県で起きている教員採用試験に関することでございます。先週の11日だったと思いますけれども、定例記者会見で、広島県では何重ものチェックを行っているのであり得ないとの教育長のコメントがテレビ報道されております。しかし、連日大分県関係の報道を目にしている県民には、詳細も含めて十分に伝え切れていないのではないかと危惧しております。まだまだ心配されている方々が多数いらっしゃるのではないかと感じております。また、そのことで教育現場へ悪影響が出てきているのではないかと心配いたしております。

そこで、いま一度、広島県は大丈夫であるという依拠を具体的に御説明をお願いいたします。

○答弁（教職員課長） 本県では、教員採用試験につきまして不正がないよう、採点業務や採点事務に係る事務作業につきまして、複数の者が複数回チェックする体制で行っているところでございます。また、採用選考に係る審議につきましては、課長、部長、教育長の各段階で順次行うことによりまして合格者を決めているところでございます。また、広島県、広島市が共同で採用試験を実施しているところでございまして、いわばダブルチェックのシステムをとっているところでございます。

こういった取り組みを行っているところでございまして、なお今回の大分県の事案が発生してからは、その事案も具体的に出しながら、さまざまな関係の会議におきまして、試験の適正な実施に向けまして関係者の意識統一、規律確保を図ってきているところでございます。

本県におきましては、今述べましたようなシステムをとることによりまして、例えば特定の受験者の点数を操作することなどにつきましては、行えないようなシステムになっておりまして、試験の厳正な実施を引き続き図っていきたいと考えております。

○質疑（岩下委員） 広島県では、まず試験問題の開示がなされて、それから試験結果の通知が行われていると理解しております。あと、先ほど試験の結果も複数の人によるダブルチェックを行っているとお聞きしたのですが、試験の結果というのは当然、ある方が作成をされて、それをだれかがチェックされると思います。それから最終的な判定につながっていくと思うのですが、試験結果を作成してから実際の判定になるまでの試験結果の保管状態、そういったものに関する改ざんもしくは差しかえ等の防止について、県はどのように実施されているか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（教職員課長） 選考資料の保管状態というお尋ねだったと思いますが、この選考資料につきましては、もちろん担当者のみしかファイルを操作できないことにな

っておりまして、そうした意味での厳重なファイルチェックをかけているところ
でございます。そしてまた、その保存につきましても、セキュリティー上、その場所
を言うことは適当ではないと思いますが、きちんとしかるべきところに厳重な状態
で保存しているところでございます。

○質疑（岩下委員） もう少し補足で御説明を願いたいのですが、まず保存のや
り方ですけれども、筆記試験が行われてその答案用紙、これ自体の保存がなされて
いるのか。それからそれを評価して、実際の表なりにまとめられていくのだらうと
思いますけれども、そういった作成途中のデータも保存されているのかどうか、あ
と、最終的に決定された時点での情報についても保存されているのかどうかお尋ね
したいと思います。

○答弁（教職員課長） 答案用紙の保存につきましては1年間といたしますか、昨年度受
験されたものは今でも残っているところでございます。本年度につきましても当然
きちんと残るわけでございます。本年度、例えば答案の点数を転記したような資料、
いわゆる選考資料になりますが、そのものにつきましては当然ながら保存してい
るところでございます。そしてまた、最終合格者が決まった登載名簿、こういうもの
につきましてもしっかりと保存しているところでございます。

○質疑（岩下委員） ということは、今、大分県でいろいろ報道されておりますけれど
も、もしも問題が発生したとしても、そういった意味では内容を再度検証できると
いう状況であると理解してよろしいでしょうか。

○答弁（教育次長） 先ほど来、教職員課長が答弁をしていますように、私どもはしっ
かりとしたシステムを持ってチェックをしてございますし、その書類も改ざんが行
われぬように適切に保管しているところでございますが、改めて今回の大分県
のような事件が起きて、本県ではどうなのかということは県民の皆様も不安を持た
れているところではないかと思えます。私どももしっかりと県民に信頼される教育行
政を進める上では、私どもは当然そういう心配をする必要はないということは、こ
れまでも申し上げているところでございますけれども、改めて私を中心に、しっ
かりとチームを組んで、過去の教員採用試験において問題がなかったかというところ
を関係者から事情調査したり、また保存されている書類をチェックするなどしなが
ら、問題の有無ということについて明確に調べた上で、その旨をしっかりと県民の皆
さんにもお伝えをしていきたいというふうに思っております。

引き続き、厳正な教員採用試験の実施に向け、全力を尽くしてまいりたいと思っ
ております。

○要望（岩下委員） 今、大分県の問題に関してはいろいろな調査等が行われていると
いう状況ではありますし、また、文部科学省からもさまざまな形で調査依頼が来て
いるというふうにも伺っておりますので、そういったことが進むにつれ、いろい
ろな対応策が出てくると思えます。それについては迅速な対応をしていただくよう
にお願いしたいと思います。

○質疑（安木委員） 重複する点があるかとも思いますけれども、大分県での教員採用試験や教育委員会内の人事をめぐる金品の絡んだ汚職事件というのが、連日大きく報道されています。考えられないような出来事が続いていたわけで、今後の修復がどのようになされるのか、まじめに情熱を持って教育に取り組んでいる多くの教員、また教育関係者、保護者、また生徒に対して何をもってこたえていくのか、危惧しているところでもあります。教え、また導き、立派な青少年へとはぐくんでいくという使命ある職業に泥を塗ってしまったようにも思うわけです。一日も早く泥沼を脱して適切な対処と再発防止がなされていくように強く希望しているわけです。

そこで、広島県教育界には、先ほどもございましたけれども、このようなことはないというように信じておりますが、今回の大分県で噴出した事件を受けて、教育長はどのような所管と決意を持たれているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（教育長） 先ほど教職員課長、また教育次長から説明させていただきましたように、私どものやってまいりましたシステム、それから実際に行った選考過程については、私どもは自信を持っておりますし、また、今働いている教職員には、自信を持って教育を遂行してもらいたい、また、子供たちにも、何も心配する教職員はいないということを今ここでひとつ訴えたいと思います。とは言っても、先ほど次長が申しましたように、もう一遍そういうふうには透明性を少しでも広げることによって、私どもが自信を持っているだけではなくて、ああそうだなと県民の方々が見えるような情報の公開というものをどの程度までできるかということも検討していかなければいけないと考えているところでございます。

○要望・質疑（安木委員） 高い倫理観と使命感を持って県教育のために御尽力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

全く別件でありますけれども、先日、県立図書館と併設されています県立文書館を訪問しました。文書館の仕事というのは、広島県に関する行政文書、公文書、それから古文書その他の記録を収集保存して、それらを県民に利用していただくという施設です。永久保存価値のある資料を記録遺産として未来に伝える資料の管理・利用のために調査研究を行うこととされています。県の行政文書は1年、3年、5年、10年という期限文書と、長期保存文書があって、このうち保存期間が満了した文書の中から、文書館の研究員が歴史資料として重要な文書を選び出し、文書館に保存の上、閲覧事業に提供するという事になっているそうです。

この県立文書館のことが10日ほど前の一般紙で報道されておりました。それによりますと、県庁の地下書庫で保存年限が満了して廃棄されるのは、年間約8,900冊、そのうち文書館が選別して引き取るのが約1,000冊、11%とのことでした。広島県の歩みを将来への資産にするために、広島県が各時代の課題や県民の要請にいかにかたえてきたのかを証明する公文書記録がきちんと文書管理されて保管されるということは、重要なことだと思います。しかし、その新聞記事によりますと、知事部局の文書については総務課が一元管理して、文書館が選別権限を持って保管していっ

ている。しかし、広島県教育委員会の文書は同館に引き渡されていない。他県の文書館には教育委員会の文書も保存されているとの内容の記事でございました。

そこで質問ですが、まず現在、県教育委員会の保存すべき重要公文書の管理はどのように行われているのか、お聞きいたします。

○答弁（総務課長） 教育委員会の文書管理についての御質問でございますが、我々のところでは広島県教育委員会事務局文書管理規程により行っているところでございます。教育委員会の文書というものにつきましては、知事部局と同様の考え方によりまして、長期保存文書と保存年限が定められた文書に分類されております。保存年限の満了した保存文書は、規定によりまして、本庁にありましては総務課長、それから地方機関等にありましては地方機関等の文書取扱主任が廃棄をするということになっております。

ただ、これら廃棄しようとする保存文書のうち、先ほど委員もおっしゃられました県に関する歴史的資料として重要と認められるものにつきましては、教育委員会は県立文書館の長に申し出て引き渡すということになっているところでございます。

○質疑（安木委員） 県の大きな事業がどのような経緯を経て認可され、実施されてきたか、またどのような政策決定があつて、あるいは国や民間との交渉過程があつて現在の形となったかということと同様に、県教育がどのような変遷を経てきたか、また、広島県教育の歴史も重要記録として公文書として管理保管されるものであらうと思います。そのために県立文書館があると思います。

例えば、先ほど出ました学校の統廃合が課題になっているわけですがけれども、一つの学校がどのような歴史を経てその地に設立されたのか、また、それが維持され、発展をして、これがどういう経過と地元住民の理解を経て廃校へと進まざるを得なかったのか、その後、その地域の教育がどのように進んだか、こういうことも県立文書館の資料として保存管理、また閲覧に供用されるということも大事なことではないかと思うわけです。県教委の保存すべき重要公文書も他の公文書と同様に県立文書館へ移管するようにした方がよいのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○答弁（総務課長） 確かに近年、教育委員会関係の文書というものにつきまして、文書館への移管がなされておられません。その理由といたしましては、重要と考える文書の多くが永久保存ということになっております。さらに保存年限が到達した文書でございまして、過去の経緯などを知ることなどの業務の必要性から、廃棄、そして引き渡しを行わずに利用している実態がございます。さらには、歴史的価値の判断というのも一時的には各機関において行うこととしておりますけれども、教育委員会全体としての判断基準を明確に定めていないといったようなことが考えられます。

そういったことで、今後、教育委員会といたしましても、文書の引き渡しを積極的に行うようにしてまいりたいと考えております。このためには、文書館と連携を図りながら、歴史的資料として重要と認められる文書かどうかの判断基準の明確化

といったこと、現在の歴史的文書等取扱要領というのがございますが、これが適切に運用されるようシステム化につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○要望（安木委員） 国も省庁の公文書管理の抜本的な強化に今大きく動き出しています。特に福田総理の強い意向もあるようです。先進諸国に比べて公文書館の機能への認識が日本の場合は著しく不足しているということで、国民の知、それから記録を集約する公文書管理体制の整備、高度化、また公文書館の、広島では文書館と言うことですが、公文書館の拡充などに力を入れる超党派の公文書館推進議員懇談会の緊急提言も出たというようなことでございます。教育県広島の教育の歴史を記した重要公文書が今まで以上に適切に管理保存、活用されていくように、早期の文書館への移管を検討していただくように、またその判断基準を定めていただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○質疑（佐藤委員） 先ほどの大分の件ですけれども、広島県では、先日来、県議などに合否の判定結果を早目に答えていたと報道がありましたけれども、それは合否の判定を左右していないのかどうかを改めてお聞きいたします。

○答弁（教職員課長） 県民の皆様等からの合否結果の照会を受けた場合でございますが、受験生に対する合否結果通知書を郵便局へ投函後、教育委員会のホームページに受験番号で全体の合否結果をアップするとほぼ同時にお伝えしているということでございます。そうしたことで合格結果通知の投函後でございますが、合否に影響は全くございません。

○質疑（佐藤委員） それは、試験が終わってから問い合わせがあったということでのいのですか。

○答弁（教職員課長） 合否結果照会の問い合わせ自体につきましては、試験が終わってから、試験結果の発表前ということでございます。照会自体はそういう発表前でございます。

○質疑（佐藤委員） ということは、結果を早目に教えてくれということに対しては、合否の判定基準に全く影響がないということで解釈してよろしいのでしょうか。

○答弁（教職員課長） 合否の結果ということでございますので、そうした意味で合否に影響は全くございません。

○質疑（佐藤委員） 例えばどの方から問い合わせがあったとかというような、そういった資料というのは残してはいないのでしょうか。

○答弁（教職員課長） この合否結果の連絡につきましては、それぞれ問い合わせを受けた者がそれぞれの問い合わせを受けた方に回答するような形になっておりまして、例えば何年度に何人いたかとか、そうしたことの統計というものはとっていないわけでございます。

○要望（佐藤委員） わかりました。広島県でもやはり大分県のようなことがないように、今後も注意していただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ

よろしく願いいたします。

○質疑（石橋委員） 関連でありますけれども、結局この大分の問題をずっと見ていきますと、いわゆる学校現場、あるいは教育上のさまざまな現場の閉鎖性といいますか、そういうものに起因していることも大きな原因だろうと思うのです。以前は恐らく広島県もそういうことがあったのではないかと予測ができるのでありますけれども、例えば人事と金の問題です。学校の中は非常にお金というものが不透明といいますか、余り見えてこない部分があります。このたびはいわゆる採用問題について出たわけでありまして、採用にかかわる贈収賄、あるいは人事、いわゆる職員の昇進にかかわる贈収賄等も大きな問題でありますけれども、昇進にかかわる問題についてはどのような基準で決定したのかということを一応聞いておかないといけないと思います。

それともう1点は、閉鎖性というものの、金と人の問題であります。これをどのようにこれから透明性を高めていくか。特に以前、広島県の場合は事務長における金の不正な取り扱いの問題がございました。そういうことも含めて、より透明性を高めていくためにはどのような施策をさらにやっていくということを考えておられるのか。

もう一つ、先ほど言いました昇進にかかわる問題、管理職になりたいとか、こういうことをすれば自分はいいところへ行けるのではないかという登竜門にいるのだというふうなことの錯覚があるような発言がございましたけれども、そのことは末端の教職員に対してもきちんとしておかないといけないことだと思うのです。ややもすれば錯覚に陥ることが多々あるわけでございまして、そういうことも含めて、今後どういうふうに取り組まれるのか、お尋ねします。

○答弁（教職員課長） 学校におきます教頭ですとか校長への昇進の問題でございます。本県におきましては、教頭の昇進に関しましては、我々は手挙げ方式と言っているのですが、県の教職員であればだれでもエントリーできるという形にしております。エントリーした後につきましては、いわゆる筆記試験、面接試験という形で、我々事務局が限られた厳正な体制の中で行っているところでございます。一方、校長への昇進試験等につきましても、我々が限られた担当の者でしっかりとその秘密性を確保しながら行っているものであると認識しております。採用試験については、先ほど申し上げたところでございますが、昇進試験につきましても県教委においてはそうした不正が起り得ないと当然に思っているところでございまして、しかしながら、先ほど言ったように、一層の公正性というものを確保するために、例えば今回、採用試験に当たって検討していく内容についても昇進試験で考えられることがないかと、そういった意味での検討を進めていきたいと思っております。

○質疑（石橋委員） 教員関係の中にはいわゆる組合もあれば、教育研究団体もあり、それぞれグループごとの団体が多々あるわけでありまして。あるいは管理職ばかりの団体もあるでしょう。その中で、私が一番危惧しますのは、そういう団体がややも

すれば一つのセットのような形となって、一つの力を持っていく。あるいは発言力を持っていくということで、過去、広島県は随分つらい思いをしてきたわけであり、また利用された部分もあるわけでございます。純粋な教育研究団体ならよしいのでありますけれども、人の組織でございますから、そうではない方向の可能性もなきにしもあらず。そのことも含めて厳重なるチェックをやはり入れておかなければいけない。いわゆる派閥というようなものが教員団体の中にできてはいけないということを私は以前から思っております。そのことについて何かありますか。

○答弁（教職員課長） 先ほど申し上げたとおり、管理職選考試験につきましては厳正な実施を図っているわけございまして、ここで明確に申し上げられるのは、教職員の皆様がさまざまな研究団体等に属して、自己研さんに励んでいただくことは大変意味のあることであると考えておりますが、ある特定の団体に属しているから、ある特定の研究を行っているからといって、昇任試験におきまして有利になるようなことは一切ございません。そうした中で実力をしっかりと蓄えていただき、実力を出していただくことが大切だと思っております。

○意見（石橋委員） 一切ないということはないわけでありまして、いつどこにそういう芽があるかということ、起こるかということも言っているの、そのチェック機能は必ずいつも持っていたかかないと、一切ないという、いわゆる慢心といえますか、油断がそういうものを起こす。人の組織というのはそういうものが当然あるものだと思って対応していくということが大事だと思います。そのことについてひとつ提言をしておきます。

○質疑（犬童委員） 私は、今の答弁の中で気になるのですが、限られた担当が厳正な審査を行う、聞く耳には非常にいいのですけれども、むしろそこに大分の問題もあったのではないかと。今、意見もありましたけれども、私はむしろどうやって情報公開していくかということの視点に立たなかったら、いけないのではないかと思います。ホームページで、だれが合格したという結果は出すと言うが、あるいはまた、だれを校長にした、あるいはだれを課長にしたとか、そういうことが果たしてどれだけ公開されているのか。試験の場合でしたら、確かに合格した教員の番号は公開されているけれども、私は名前まで公開というのは、プライバシーの問題があったりすると思いますので、少なくとも他の都道府県でやっているように、その受験番号によって、この人は学科試験はどうだった、実技はどうだった、面接はどうだったという、科学的な評価についてはやはりきちんと公開するのが原則だと思うのです。あるいはモデル的な回答です。その中からそれぞれ自分の結果を見て、受けた結果、自分が想定したとおりこの程度の点数だったというのが確認できる。いろいろなことが確認できれば、そういう不正も出てこないし、合格になった人も納得ができる。そういうことが私はなくてはいけないのではないかと思います。

したがって、私はぜひ受験者の結果について、中身についても、氏名までは言いませんけれども、公開するべきだと思うのですが、教育長どう思われますか。

○答弁（教育長） 現在、試験結果につきましては、総合的な結果として、合格した人は当然合格する、合格していない人はもう少しとか相当足りないとかという、いわゆる漠とした公開はしております。それを今、犬童委員にはもう少し数量的な形で公開をしたらどうかという御提案ではないかと思いますが、これは私どもも先ほど申しましたような、透明性の一助になるのではないかと思います。その際、全受験者を公開ということは当然、私どもは考えておりませんので、受験した者が自分のものについてということになれば、どの程度のことができるかということ、少しこれから研究させていただければと思っております。

○質疑（犬童委員） 今の発言でわかるように、県教育委員会の審査基準も、科学的なデータによって合否が決まるということなので、当然のことですけれども、やはりもう少し一般の受験されている皆さんに納得されなければいけないと思います。したがって、できるだけ情報公開していくという姿勢がないといけないのではないかと。その点で、もう一步踏み込んで、私はやはり本人から求められれば、あなたの学科試験はこうでしたよ、あなたの実技はこうでした。全体を平均化したらあなたはこのくらいのところだと、こういうことがきちんと理解できるようにしておかないといけないと思うのです。教育長、そこら辺はどうですか。

○答弁（教育長） この点に直接的に関係あるかどうかということはあるのですが、実はことし4月に高等学校の入学試験の合格結果について非常に取り返しのつかないような事案があって、今、私どもは各学校に透明性を求めているわけですが、我々が求める以上、我々もやるということは当然のことだと考えております。この基準、もしくは個人の成績等についてどのような出し方がいいのかということは、少し研究させていただければと思っております。

○質疑（犬童委員） それはぜひ検討をお願いしたいと思います。あと管理職の登用だとか教育委員会の中の管理機構というのを私はよく知っているわけではありませんけれども、昇任の問題、その反対もあるでしょう。それについてやはり私はそういった点が納得できる方法でなかったら、さじかげんというのが一番いけないと思う。ですから、やはりどういう基準で課長に登用する、あるいはこの課の課長はどういう資質が要るのかということ、教職員の皆さんや教育委員会の皆さんに明確な基準を示していかないといけないのではないかと。それが明確にはなっていないのではないかと。上司が、そういう人を人間的に評価するのだという部分が多ければ多いほど外から見ると異議が出てくるということになりますから、私は、100%詰められなくても、やはりそれぞれの役職に昇進していきなり、選んでいくということの一定の基準はつくってもらいたい。その点は教育長どうですか。

○答弁（教育長） 昇任の件につきましては、まず一つの透明性としては、先ほど課長が申しましたように、教頭につきましてはだれでも受けられるようにしたという、これはオープンのみならず第一歩だと思います。そして今度は筆記試験がございます。筆記試験についても採点の中で特定の者だけが採点するのではなくて、大きな部屋

にそれぞれ採点者が集まって、ある意味においてお互いに公平公正にできるようなやり方でやっているところをございまして、実際に今度はどのような形で昇任者を決めていくかということになりますと、一定の基準のもとには当然やっていかなければいけないと思っておりますので、そのようなやり方で私どもはやってきております。そこら辺の基準をどのようなところまで出すかというのは当然あると思いますし、また、実は教員を昇任させるということは実績だけではなくて、意欲とか資質とか、これを同時に見なければ、求められているものが違うものですから、そこら辺はある意味それぞれ面接する者の眼力とか見識とか、そういう力も私どもは磨いていかなければいけないことだと思っております。そこら辺を総合的にやっていくところをございしますが、決して疑義を持たれることのないような対応はこれからも続けていきたいと思っております。

○質疑（犬童委員） そうあってほしいと思うのです。そして最終的な決定をするというのは、教育長、トップの責任でもあると思うのですが、その前に、私は第三者といえますか、複数の人が審査するというようなことで、そのことはきちんと委員会形式でされているのだと思うのです。わからないわけではなくて、ちゃんとメンバーを決められた上で審査されているのです。その点は、今言われる管理職に向くか向かないかということ判断するというのは難しいと思えますけれども、そのこともできるだけ私はやはり科学的に、科学的表現は非常に冷たい部分もありますけれども、だれが見ても納得ができる、そういう詰め方をしていてもらいたいと思えます。

具体的な採用のあり方、昇進のあり方について、きちんとこうやって審査してやっていますということを県民に明らかにしていると言われますけれども、言われましたように、私は整理されて県民にも明らかにしていただきたいと思えますが、どうですか。

○答弁（教育長） この件につきましては大分時間がたったのですが、次長が自分をトップにしてという言い方をさせていただいたと思うのですがけれども、今までのことに自信を持つだけではいけませんので、次長をトップにチームをつくって、過去のことにしてもきちんと洗い出しをし、改善すべきことは改善していくということと取り組んでいくというようにしております。

○質疑（犬童委員） もう一つ、話は変わりますが、夏休みが近くなりまして、先日、山口県の中学2年生のバスジャック事件が起きました。このときに山口県の教育委員会と市の教育委員会が記者会見をして陳謝をしておりました。私はこれは山口県の問題ということにならないと思うのです。本県にも、子供たちはたくさんおります。まして夏休みが近くなってきますと、担当教員が、また学校全体で、あるいは県教委全体、市町教育委員会も含めてどうやって子供たち一人一人の状況を把握していくか。こういった問題は、もちろんこの子が起こすだろうという予測はなかなか難しいわけです。しかし、各学校で日ごろの生徒の状況把握とかそういつ

たことをきちんとやっていく体制、そして夏休み中にそういうことが起きた場合、あるいは起きそうな問題に対してどう対応するかということ、私は県教委としても、それぞれの市町教委とも連携をとり合って対応を考えていくべきであると思っているのですが、その辺はどうですか。

○答弁（指導第三課長） 児童生徒の問題行動につきましては、基本的なこととしましては、日ごろから児童生徒に思いやりの心でありますとか、規範意識を育成するとともに、不安や悩みなどを相談するような教育相談体制を確立することに加えまして、やはり警察等とも緊密な連携をとり、問題行動に対しては、いけないことはいけないと毅然とした指導をするということを大切に考えているところでございます。

それから、先ほど夏休みというお話が出たわけですが、これから開放的な雰囲気から基本的な生活習慣も乱れやすく、問題行動に走りやすいという、夏休みの時期に入るわけなのですが、家庭や地域との連携ということで少しお話をさせていただきたいと思うわけです。

6月末に夏休みの過ごし方ということで、まず生徒指導上の諸問題の現状に加えまして、指導のポイントを示した通知をしております。それをもとに学校の指導に生かしているわけですが、その通知を発出するだけではなく、各学校におきましては期末保護者会といったところで、個別に児童生徒の状況等について話をしながら協力を求めるといったようなこともしております。

それから具体的に、夏休みに入りましても家庭訪問でありますとか、それぞれの地域ごとに、保護者でありますとか地域の方に集まっていただく地域懇談会といったようなものを開催する中で、お互いに児童生徒の状況について問題を共有して、どういうふうに取り組んでいくかといったような話をする場において、重要なことはやはり何か小さな児童生徒のサインがあれば、それを見逃さないように、協力しながら取り組んでいくということだというふうに考えております。

引き続き家庭、地域ともその役割を明確にしつつも、連携をしながら、子供たちの発するサインを見逃さないよう、指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○要望（犬童委員） そうめったに起きない、起きてはならないことなのですけども、一度起きますと、やはり我が子は大丈夫か、うちの地域の子は大丈夫かという疑問というのは地域あるいは家庭も皆持つわけですが、したがって、やはり本県でそういうことが起きないように、先生、指導主事も含めて、ぜひ努力をしていただきたいということをお願いして終わります。

(4) 県内・県外調査についての協議

県内調査の日程について委員会に諮り、9月9日（火）～10日（水）の1泊2日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については、委員長に一任した。

また、県外調査について、2泊3日で実施することとし、日程等は次回以降の委員会で諮ることとした。

(5) 閉会 午後0時18分